西尾市総合体育館使用料

| 利用区分 | | | 金額 | | | |
|----------|----------------------------------|----------------|--|--|--|--|
| | | | 午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで | 午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで | 午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで | |
| 専 | メインアリーナ | 平日 | 4,710円 | 4,710円 | 7,050円 | |
| 用利 | | 土曜日、日曜日及び国民の休日 | 4,710円 | 4,710円 | 8,460円 | |
| 用 | サブアリーナ | 平日 | 1,820円 | 1,820円 | 2,740円 | |
| | | 土曜日、日曜日及び国民の休日 | 1,860円 | 1,860円 | 3,280円 | |
| | 武道場 | 平日 | 1,360円 | 1,360円 | 2,040円 | |
| | | 土曜日、日曜日及び国民の休日 | 1,640円 | 1,640円 | 2,460円 | |
| | 弓道場 | 平日 | 440円 | 440円 | 660円 | |
| I | | 土曜日、日曜日及び国民の休日 | 530円 | 530円 | 800円 | |
| | 卓球場 | 平日 | 700円 | 700円 | 1,050円 | |
| | | 土曜日、日曜日及び国民の休日 | 840円 | 840円 | 1,260円 | |
| | 第1会議室 | | 930円 | 930円 | 930円 | |
| | 第2会議室 | | 300円 | 300円 | 300円 | |
| | 第3会議室 | | 930円 | 930円 | 930円 | |
| | トレーニング室 | | 1,870円 | 1,870円 | 1,870円 | |
| 個人利 | メインアリーナ・ サブアリーナ・武 道場・弓道場・卓 | 小・中学生 | 50円 | 50円 | 50円 | |
| 用 | 球場 | 一般 | 100円 | 100円 | 100円 | |
| | トレーニング室 | | 時間に関係なく 1回 310円 | | | |
| 冷 | メインアリーナ | | 1時間につき 11,520円 | | | |
| 暖房 | サブアリーナ | | 1 時間につき 2,09 | | | |
| 設 | 武道場 | | 1時間につき 1,780 | | | |
| 備 | 卓球場 | | 1時間につき 520円 | | | |
| 照 | メインアリーナ | 800 L X | 1時間につき 620円 | | | |
| 明設備 | | 1,600 L X | 1時間につき 1,570円 | | | |
| | サブアリーナ | 1,000 L X | 1時間につき 200円 | | | |
| 電光得点表示装置 | | | 1式 | 1,040円 | | |
| シャワー | | | 1 [| 100円 | | |

| ロッカー | | 1 | 50円 | |
|------|--|----------------|------|---------|
| 椅子 | | 100脚以上500脚未満 | | 5, 230円 |
| | | 500脚以上1,000脚未満 | | 10,470円 |
| | | 1,000脚以上 | | 15,710円 |
| 放送設備 | | 620円 | 620円 | 730円 |

備考

- 1 アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。ただし、会議室を除く。
- 2 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合(前項に規定する場合を除く。)の使用料は、この表に 定める額の2倍の額とする。
- 4 メインアリーナの3分の1の面積を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3分の1の額とする。
- 5 サブアリーナ又は武道場の2分の1の面積を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 6 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間(1時間に満たない場合は、1時間とする。)ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 7 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 8 トレーニング室の専用利用は、体育館施設の全部を専用利用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合に限り、許可する。
- 9 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 10 個人利用する場合の使用料は、1施設の利用を単位とする。
- 11 個人利用する場合のトレーニング室の定期券(有効期間1月の利用券をいう。)の額は、2,090円とする。
- 12 トレーニング室は、中学生以下の利用は許可しないものとする。
- 13 メインアリーナ、サブアリーナの冷暖房設備及び照明設備は、専用利用する場合に限り使用できるものとする。
- 14 メインアリーナの3分の1の面積を専用利用する場合の照明設備の使用料は、この表に定める額の3分の1の額とする。
- 15 サブアリーナの2分の1の面積を専用利用する場合の照明設備の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 16 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 17 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。